

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正について

1. 改正の背景

○EM車（相手先ブランド供給の自動車）については、従前はベースとなる車両と同時期に型式取得及び販売が行われてきましたが、近年、販売形態の多様化により、ベース車の型式取得及び販売から一定期間経過した後、○EM車として型式取得及び販売を開始するケースが見受けられております。

軽・中量車に関する排出ガス規制（平成17年規制）については、新規制への切り替えが円滑に行われるようにするため、平成17年規制に基づく新たな排出ガス測定法が段階的に適用されており、新型車については平成20年10月から適用されておりますが、継続生産車については猶予期間が設けられており、平成22年9月から適用されることとなっております。

このため、平成22年8月以前に○EM車として型式を取得する場合には、○EM車は、現行生産されている継続生産車と車両構造上同一にもかかわらず、新型車扱いとして平成17年規制（新たな排出ガス測定法）に適合しなければならないことから、○EM車の生産が困難な状況となっております。

このような○EM車の生産に対応するため、道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用整理告示」という。）について、2.のように改正を行うことを予定しています。

○EM：Original Equipment Manufacturer の略

2. 改正の内容

○新たな排出ガス測定法及びJ-OB D II規制の○EM車に対する適用について

車両総重量3.5トン以下の自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通、小型又は軽自動車（二輪車を除く。）であって、平成20年10月以降に型式指定を取得する新型車については、新たな排出ガス測定法であるJCO8Cモード法及び車載式故障診断装置（J-OB D II。ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものに限る。）の装着規制が適用されますが、継続生産車に関しては、平成22年9月から適用されることになっております。

これらの規制に対して、平成20年9月以前に型式指定を取得した自動車を新たに○EM供給する自動車については、継続生産車と同様に扱うこととしております。

（適用整理告示第28条第102項、第104項、第106項及び第114項関係）

3. スケジュール

公布日：平成21年7月頃（予定）

施行日：公布の日（予定）